

貴志川漁業協同組合和内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、この組合の有する和内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場（以下、単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）について制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、巻川による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には口頭又は電子申請でなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄の漁具・漁法によりウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 統数又は規模	エ 区 域
あ ゆ	<u>竿・友釣</u>		貴志川水系全域（禁漁区を除く）
	<u>竿・ルアー釣</u>		<u>貴志川（貴志川町諸井堰から真国川との合流点上流端まで）、真国川全域（禁漁区を除く）</u>
	あ み 巻 川	網の全長5メートル以下、 延統数200統とする	貴志川水系全域（禁漁区を除く）

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

漁具・漁法	期 間
竿・友釣 竿・ルアー 釣	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
あみ・巻川	組合が定めて公表する解禁日当日限り

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店等に掲示して公表するものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとし、これに消費税を加算する。ただし、友釣り、ルアー釣りについては遊漁者が18歳以下のときは無料とする。次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする（消費税込み）。

魚 種	漁 具	漁 法	遊 漁 料
あ ゆ	竿	友 釣	1日 2,000円
	竿・疑似あゆ	ルアー釣	1年 10,000円
	あ み	巻 川	1日 6,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所若しくは組合の指定する場所又は方法においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

貴志川漁業協同組合事務所

海草郡紀美野町神野市場266番地の1

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別表様式第1号ー1又は2による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする（電子交付を含む。）。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑

となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の厳守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。

この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(付 則)

この規則の認可があったときは、従前の遊漁規則は廃止する。

様式第 1 号－ 1 （電子申請以外の場合）

遊 漁 承 認 証

表

遊漁承認証 No.		
下記の通り遊漁を承認します。		
記		
遊 漁 者	(住 所)	
	(氏 名)	
承認期間		
魚 種		
漁具・漁法		
遊漁区域		
発行者 貴志川漁業協同組合		
印		

裏

注 意 事 項
1. 遊漁に際しては、必ず本証を携行すること。
2. 監視員の要求のあった時は提示すること。
3. 他人に貸与することができません。
4. 本証を携行せず遊漁をした時は、無鑑札として扱います。
5. 万一紛失しても再発行しません。

様式第 1 号－ 2 （電子申請の場合）

遊 漁 承 認 証

表

貴志川漁業協同組合	
貴志川漁協（年券・日券の別	魚種名）
有効期限	
年	
月	日

裏

注 意 事 項
1. 遊漁に際しては、必ず本証を携行すること。
2. 監視員の要求のあった時は提示すること。
3. 他人に貸与することができません。
4. 本証を携行せず遊漁をした時は、無鑑札として扱います。
5. 万一紛失しても再発行しません。

様式第 2 号

漁 場 監 視 員 証

漁場監視員証 No.	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名 住所	(年齢)
有効期間	
発行者 貴志川漁業協同組合	

注 意 事 項
1. 漁場監視員は、規則の励行に関しては必要な指示を行う。 2. 漁場監視の場合は、必ず本証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけること。 3. 規則に違反した者は遊漁の中止を命ずる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払戻しはしない。 4. 本証を他人に貸与しないこと。 5. 漁場監視員は、いかなる場合も、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

○ 遊漁承認証の注意事項

1. 遊漁者は、漁業権が設定されている河川において遊漁を行う際には、河川ごとに定められた遊漁規則に基づき、遊漁料を納付しなければなりません。
1. 河川において、当組合では、遺伝的多様性を維持するために在来種の放流を行っています。独自に放流を行いたい方は、当組合に事前にご相談ください。
1. 遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を厳守してください。また問題行為のある釣り人を見かけたときには漁協事務所（電話番号 0 7 3 - 4 9 5 - 2 1 1 4）まで御一報ください。
1. 遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、ご協力ください。
1. 漁場監視員は遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命じることができます。その場合は、速やかに指示に従ってください。
1. この河川の漁業権対象魚種は、あゆ、あまごです。遊漁承認証に記載されている漁業権対象魚種以外の魚種を採捕しようとする場合、別途当該魚種の遊漁承認証が必要とな

ります。

○ 当組合が行っている増殖事業

1. この河川における漁業権に基づく魚種の放流量は、毎年、和歌山県内水面漁場管理委員会より示される増殖目標量に基づいています。

○ 当組合が行っている漁場管理

1. 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川に免許された漁業権者に課せられている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一つとして使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。
1. この河川は、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるよう配慮しています。ご意見等がありましたら漁協事務所（電話番号 0 7 3 - 4 9 5 - 2 1 1 4）までご連絡ください。
1. 当組合は、漁場管理を行うため資源調査に加え、遊漁者の採捕数の把握、産卵床の数、稚魚の数などモニタリング調査を行っておりますのでご協力ください。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 9 条 遊漁者は、遊漁をする場合に遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。

この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(付 則)

この規則は、認可の日から施行する。

貴志川漁業協同組合和内共第38号

第5種共同漁業権遊漁規則

(平成5年9月1日)

変更 令和4年5月10日

(目 的)

第1条 この規則は、貴志川漁業協同組合が免許を受けた和内共第38号第5種共同漁業権に係る漁場(以下、単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者が行う当該漁業権の対象となっている水産動植物(あまご)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限 に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭又は電子申請でしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

漁 具 漁 法	規 模
竿 釣	竿 一

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁業の方法 によりウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 漁 種	イ 漁業の方法	ウ 期 間
あ ま ご	竿 釣	3月1日から3月10日までの期間内で組合が定めて公表する日から9月30日まで(ただし、3月1日から3月10日までの期間内で組合が特別に遊漁する期間を定めることができる。)

2 前項の公表は、毎日・朝日新聞に記載してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁してはならない。

漁 種	区 域	期 間
あまご	美里町毛原下ダルマ石井堰より下流100mの区域	組合が定める期間
	美里町長谷宮宝井堰より下流100mの区域	

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長未満のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
あまご	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとし、これに消費税を加算する。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒・身体障害者手帳の保持者又は女性のときは次に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

漁 種	漁 具	漁 法	遊 漁 料
あまご	竿	竿 釣	1日3,000円 1年5,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所若しくは組合の指定する場所又は方法においてしなければならない。

貴志川漁業協同組合事務所

海草郡紀美野町神野市場266番地の1

ただし、当該遊漁をする場合においては漁業監視員に納付することができる。

漁業監視員に納付する場合は、遊漁料の外に手数料として1,000円を徴収するものとする(消費税込み)。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別表様式第1号－1又は2による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする(電子交付を含む。)

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 9 条 遊漁者は、遊漁をする場合に遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。

この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(付 則)

この規則は、認可の日から施行する。

様式第1号ー1(電子申請以外の場合)

遊 漁 承 認 証

表

遊漁承認証 No.		
下記の通り遊漁を承認します。		
記		
遊 漁 者	(住所)	
	(氏名)	
承認期間漁		
種漁具漁法		
遊漁区域		
発行者 貴志川漁業協同組合		
印		

裏

注 意 事 項
1. 遊漁に従事するときは、必ず本証を携行すること。
2. 監視員の要求のあった時は提示すること。
3. 他人に貸与することができません。
4. 本証を携行せず遊漁に従事したときは、無鑑札として扱います。
5. 万一紛失しても再発行しません。

様式第 1 号ー2(電子申請の場合)

遊 漁 承 認 証

表

貴志川漁業協同組合
貴志川漁協 (年券・日券の別 魚種名)
有効期限
年
月 日

裏

注 意 事 項
1. 遊漁に従事するときは、必ず本証を携行すること。
2. 監視員の要求のあった時は提示すること。
3. 他人に貸与することができません。
4. 本証を携行せず遊漁に従事したときは、無鑑札として扱います。
5. 万一紛失しても再発行しません。

漁 場 監 視 員 証

漁場監視員証 No.

下記の者は当組合の漁場監視員である事を証明する。

氏名	(年齢)
住所	

有効期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

発行者貴志川漁業協同組合

印

注 意 事 項

1. 漁場監視員は、規則の励行に関しては必要な指示を行う。
2. 漁場監視の場合は、必ず本証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけること。
3. 規則に違反した者は遊漁の中止を命ずる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の支払はしない。
4. 本証を他人に貸与しないこと。